

Ⅱ 公費解体関係

①平成 28 年熊本地震に係る損壊家屋等の解体等事業実施要綱

平成 28 年熊本地震に係る損壊家屋等の解体等事業実施要綱

平成 28 年 6 月 10 日制定

熊本県益城町

(目的)

第 1 条 この要綱は、益城町（以下「町」という。）内の家屋等のうち、平成 28 年熊本地震（以下「地震」という。）により損壊したものについて、当該家屋等の所有者の申請に応じ、町が解体、撤去及び処分（以下「解体等」という。）を実施することにより、生活環境保全上の支障を除去するとともに、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ることを目的とする。

(対象家屋等)

- 第 2 条 この要綱に基づく解体等の対象となる家屋等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 個人等（個人若しくは中小企業法基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者又は小規模企業者（これに準じる公益法人等を含む。）をいう。）が所有する居住の用に供する家屋であって、その損壊の程度が全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受けたもの。ただし、当該家屋の基礎部分については地上部分の解体と一体的に工事が行われた場合に限る。
 - (2) 個人等が所有する事業用建築物であって、その損壊の程度が全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受けたもの。ただし、当該建築物の基礎部分については地上部分の解体と一体的に工事が行われた場合に限る。
 - (3) 第 1 号及び第 2 号に規定する家屋等に附属する倉庫、門扉、塀又は立木その他の構造物。ただし、第 1 号又は第 2 号に規定する家屋等の解体と一体的に工事が行われた場合に限る。
 - (4) その他生活環境保全のため解体等を行う必要があると町長が認めた建物その他の構造物。
- 2 この要綱に基づく解体等の対象となる家屋等は、地震時において現に使用していたものでなければならない。ただし、町長が特に解体することが必要であると認めたものについてはこの限りではない。
- 3 地下埋設物及び擁壁については、この要綱に基づく解体等の対象としない。ただし、町長が生活環境の保全上解体等を行う必要があると認めたものを除く。
- 4 この要綱に基づく解体等は、家屋等の全てについて行うこととし、一部の解体等は行わない。

(申請)

- 第 3 条 町は、対象家屋等の所有者から申請があった場合は、当該家屋等の解体等を行うものとする。
- 2 前項の申請は、別記第 1 号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 罹災証明書の写し
 - (2) 建物配置図
 - (3) 家屋等の現況がわかる写真
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(申請期間)

第 4 条 前条第 1 項の規定に基づく申請を受け付ける期間は、平成 28 年 6 月 15 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(費用)

第5条 この要綱に基づく解体等は、町が解体業者に委託して実施することとし、それに係る費用は、町が負担する。

(解体等の実施)

第6条 町は、第3条第1項の規定に基づく申請書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、施工業者を決定し、町、申請者及び施工業者の三者で立ち会い、解体等の対象となる家屋等の状況等を確認するものとする。

2 前項の規定に基づく立会い後、町は、申請者に対して、損壊家屋等解体処分実施決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 申請者は、家屋等の解体等実施までに、当該家屋等の中に所在する家財道具その他自己の所有に係る金品を搬出しなければならない。ただし、既に家屋等が倒壊しており、立ち入ることができない又は危険を伴う場合はこの限りでない

4 施工業者は、その責任において、解体等に伴い必要となる各種申請及び届出等を行わなければならない。

5 施工業者は、解体等を完了したときは、速やかに完了報告書（別記第3号様式）により必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

6 町は、前項の規定に基づく完了報告書が提出されたときは速やかに完了確認を行うものとする。

(解体等の証明)

第7条 町長は、前条第6項の規定に基づき完了確認を行ったときは、申請者に対し、損壊家屋等解体証明書（別記第4号様式）を発行するものとする。

(管理事務の委託)

第8条 町は、この要綱に基づく解体等に伴い生じる管理その他の事務等の一部を、法人等に委託して行うことができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

【様式略】

②被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する申請書

被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する申請書

平成 年 月 日

益城町長 様

(申請者)

ふりがな

氏 名

印

(法人名称・代表者氏名)

〒

住民票住所 益城町大字

番地

連絡先電話番号

家屋等の所有者との関係 ☐ 本人

☐ 本人以外 ()

平成28年熊本地震により被災した家屋等の解体、撤去および処分について申請いたします。

1. 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の地番

熊本県上益城郡益城町

2. 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の所有者の氏名

※共有名義の場合は、代表者の方の氏名をご記入ください。

3. 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の数

①住宅 (棟)

②その他 ※倉庫、物置、小屋、事務所、店舗、塀等の種類と、その数を記入して下さい。

(

)

※ 上記のうち、益城町が災証明書を交付しないものについては、本解体申請を受け付けた後、益城町が被害状況の調査を行います。

4. 解体、撤去及び処分を希望する住宅のり災証明書の取得 ☐ 取得済 ☐ 未取得

5. 家屋等の解体、撤去及び処分の際の現場立会いのご希望 ☐ する ☐ しない

6. 確認事項

①本申請の対象の家屋等、並びに、当該家屋等の内部及び当該家屋等の周辺にある財物（申請者又はその代理人が、当該家屋等の解体に着手する前までに、処分に同意しない旨を申し出たものを除く。以下、「家屋、財物等」という。）の解体・撤去及び処分に関しては、すべての権利関係者（共有者、抵当権者など）の同意を得ており、益城町及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申し立て及び紛争の提起は致しません。

②家屋等の解体、撤去及び処分に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者である私の責任において解決することを確認します。

③家屋・財物等の解体、撤去及び処分の実施のため、益城町及びその委託を受けた者が本申請の対象の家屋等の敷地内に立ち入ることに同意します。

④その他の益城町の事業の実施のため、本申請書に記載された個人情報その他の情報について、益城町の委託を受けた者に提供することを了承します。

☐ 上記確認事項に同意する。

※☐内に を記入してください。

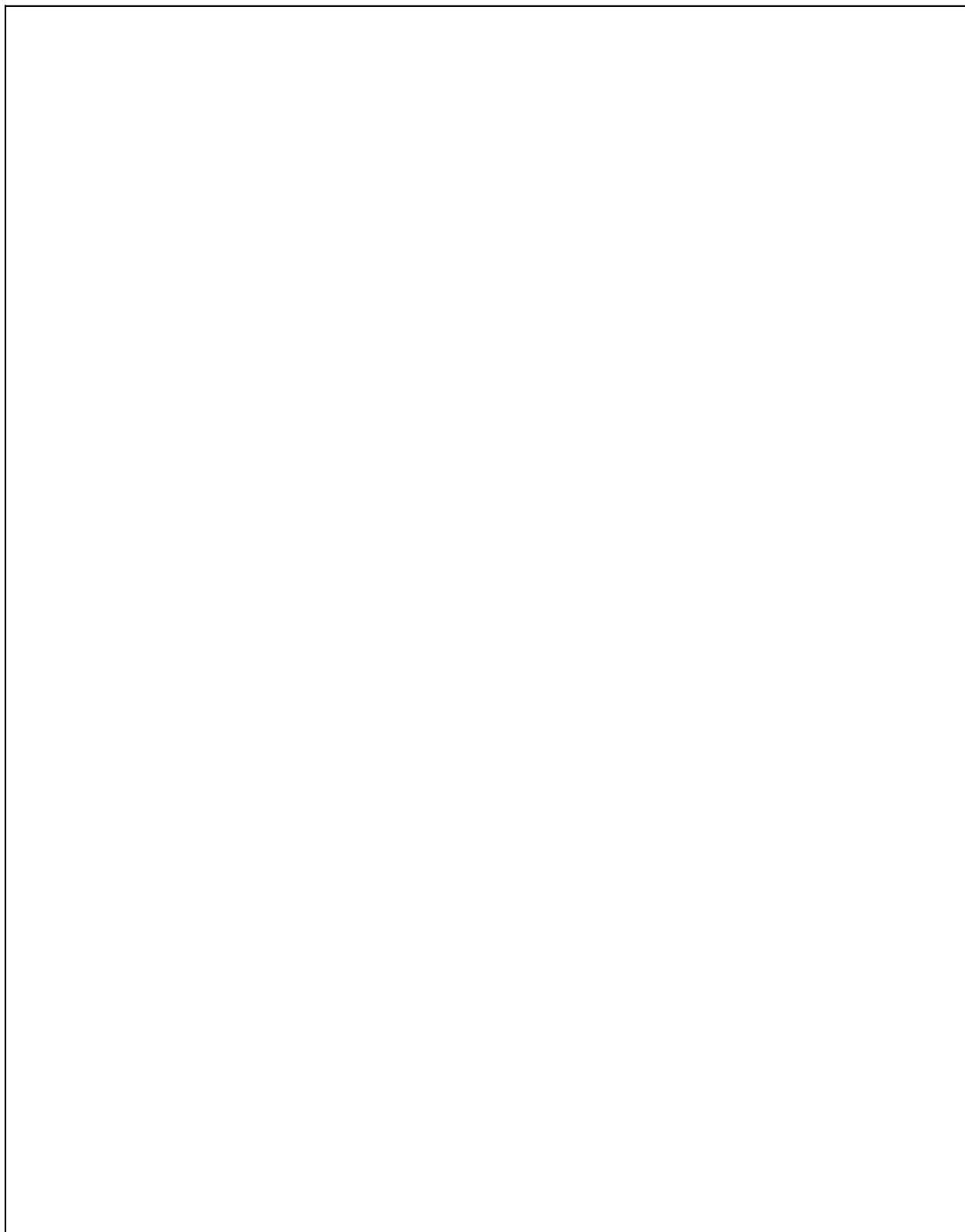
署名欄

印

提出書類チェック欄 ☐ 配置図 ☐ 現況写真 ☐ 申請者本人の身分証明書の写し ☐ り災証明書の写し

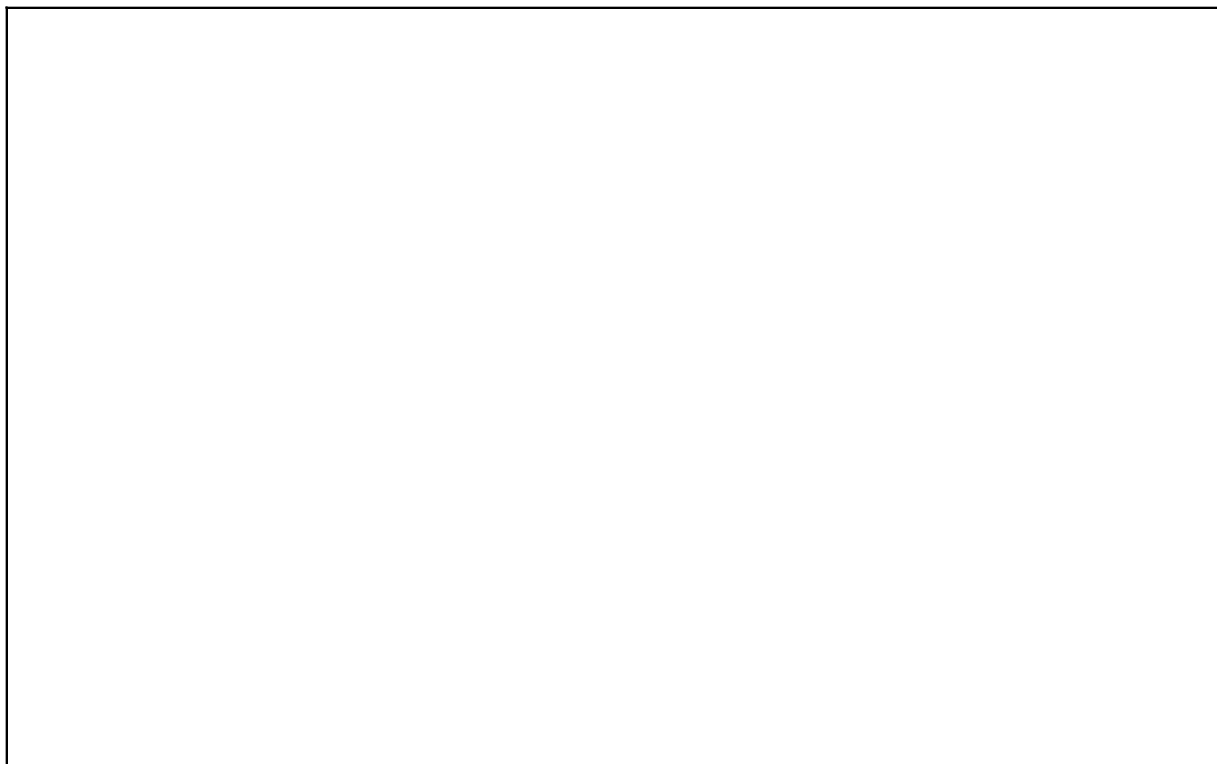
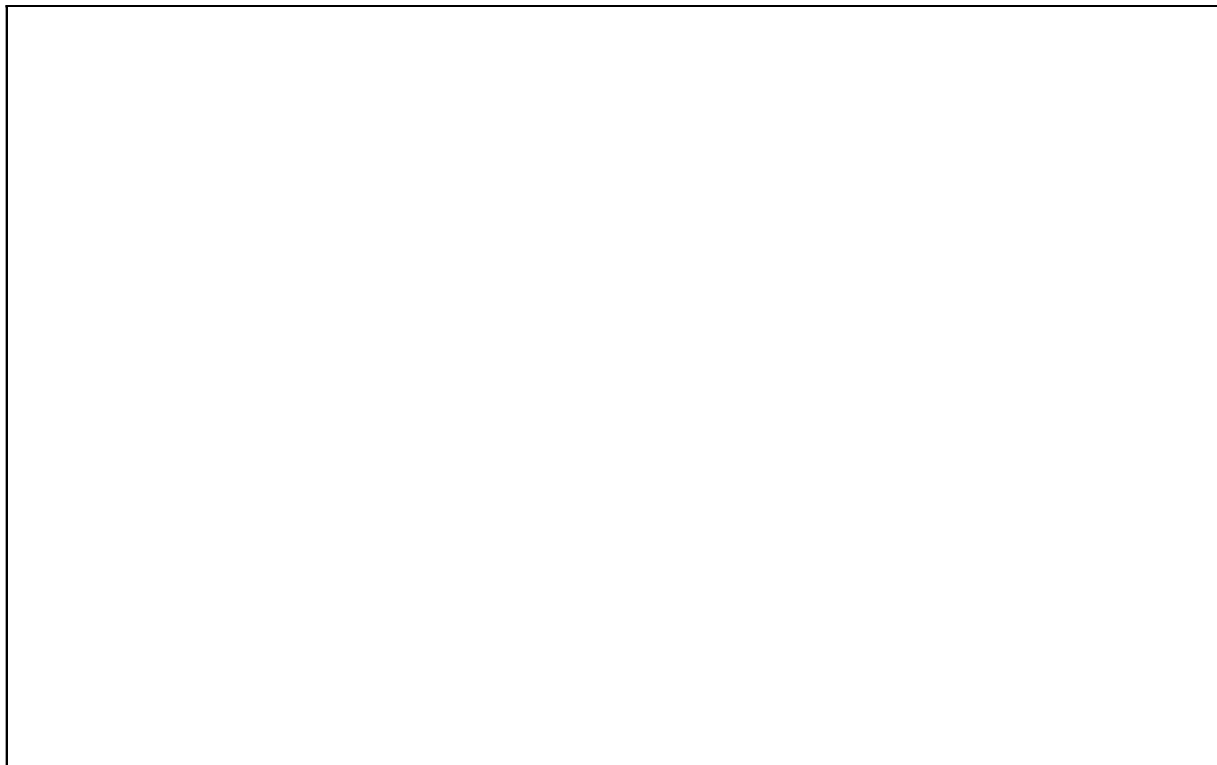
別紙 1 【建物配置図】

※ 解体、処分及び撤去を希望する家屋等に【壊す】、希望しない家屋等には【残す】と明示してください。(浄化槽、下水桝の位置等がわかる場合は記入、方位の記入もお願い致します。)



別紙2 【現況写真】

※ 解体、撤去及び処分を希望する家屋等（塀を含む。）が確認できる写真（全体写真、家屋等の棟別の写真）を貼り付けてください。



被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する委任状

平成 年 月 日

益城町長 様

（所 有 者）

住民票住所

氏 名

印

電 話 番 号

私は、次の権限を下記の者に委任します。

- 1 私が所有する下記の被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する申請書及び当該申請に必要な書類を益城町に提出すること。
- 2 申請書類に不備がある場合、当該申請書の補正または取り下げをすること。
- 3 上記1及び2のほか、当該家屋等の当該申請に関して必要な一切の権限。

記

（代 理 人）

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

1. 解体、撤去及び処分を希望する被災家屋等の地番

2. 解体、撤去及び処分を希望する被災家屋等の種類、名称等

以上

被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する確約書

平成 年 月 日

益城町長 様

(権利関係者)

住民票住所 _____

避難先住所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 番 号 _____

私は、下記の被災家屋等の解体、撤去及び処分を申請するに当たり、当該解体、撤去及び処分に関し、全ての相続権者の同意を得ました。当該解体、撤去及び処分に関し、当該相続権者との間で紛争が発生した場合は、私の責任において解決するものとし、益城町及びその委託を受けた者に一切の責任を負わせません。

記

1. 解体、撤去及び処分を希望する被災家屋等の地番

2. 解体、撤去及び処分を希望する被災家屋等の種類、名称等

被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書

平成 年 月 日

益城町長 様

（権利関係者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

所有者との権利関係 _____

（所 有 者）

住民票住所 _____

避難先住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電 話 番 号 _____

私は、下記の被災家屋等の権利関係者として、当該被災家屋等の解体、撤去及び処分に同意します。当該解体、撤去及び処分に関し、益城町及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申し立て及び紛争の提起を致しません。

記

1. 解体、撤去及び処分を希望する被災家屋等の地番

2. 解体、撤去及び処分を希望する被災家屋等の種類、名称等

被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する誓約書

平成 年 月 日

益城町長 様

(所 有 者)

住民票住所 _____

避難先住所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 番 号 _____

私は、下記の建物の解体、撤去及び処分について、建物所有者として、全ての権利関係者の同意を得ました。当該解体、撤去及び処分に関し、益城町及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申し立て及び紛争の提起を致しません。また、解体、撤去及び処分に当たっては、近隣住民の了解を得るとともに、万一紛争が生じた場合は責任をもって対処します。

記

1. 解体、撤去及び処分を希望する被災家屋等の地番

2. 解体、撤去及び処分を希望する被災家屋等の種類、名称等

⑦損壊家屋等の解体・撤去に係る決定通知書

益環第 号
平成 年 月 日

損壊家屋等の解体・撤去に係る決定通知書

申請者

様

益城町長 西村 博則

平成29年 月 日付けで申請のあった損壊家屋等の解体・撤去について、下記のとおり実施することに決定しましたので通知します。

記

解体撤去する家屋等の所在地

施工業者（事業者名・所在地・電話番号）

解体・撤去着工、完了予定日

平成29年 月 日～平成29年 月 日

※この期間はあくまで目安であり、全体の進捗状況により前後することがあります。実際の着工日は施工業者から改めて連絡いたします。

確認事項

- 申請者は解体・撤去工事着工日までに、家屋等内の家財道具等を搬出すること（既に被災家屋等が倒壊し立入及び搬出ができない場合を除く）。
- 解体・撤去着工、完了予定日を近隣の住民に周知すること。
- 解体・撤去工事には、必要に応じ、申請者又はその関係者が立ち会うこと。

⑧損壊家屋等の解体・撤去証明書

別記第4号様式

益環第 号
平成 年 月 日

申請者

様

益城町長 西村 博則

損壊家屋等の解体・撤去証明書

平成 年 月 日付けで決定した損壊家屋等の解体・撤去について、下記のとおり完了したことを証明します。

記

- 1 解体撤去した家屋等の所在地
- 2 解体撤去した家屋等の所有者
- 3 施工業者（事業者名・所在地）
- 4 解体完了日
平成 年 月 日

Ⅲ 自費解体関係

①平成 28 年熊本地震に係る損壊家屋等の解体等を自ら実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱

平成 28 年熊本地震に係る損壊家屋等の解体等を自ら実施した者に対する所要経費
の償還に関する要綱

平成 28 年 6 月 10 日制定
熊本県益城町

(目的)

第 1 条 この要綱は、益城町（以下「町」という。）に所在する家屋等のうち、平成 28 年熊本地震（以下「地震」という。）により損壊したものについて、町が解体、撤去及び処分（以下「解体等」という。）を行う前に、生活環境保全上の理由により自ら解体等を行った者に対し、民法第 702 条の規定に基づき、事務管理に要した費用を償還するうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(対象家屋等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する家屋等について自らの費用負担により解体等を行ったもののうち、町長が生活環境保全上解体等を行う必要があったと認めたものに限り、この要綱に基づく償還の対象とする。ただし、平成 28 年 7 月 31 日までに当該解体等に係る事業者との契約が締結されたものに限る。

- (1) 個人等（個人若しくは中小企業法基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者又は小規模企業者（これに準じる公益法人等を含む。）をいう。）が所有する居住の用に供する家屋であって、その損壊の程度が全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受けたもの。ただし、当該家屋の基礎部分については地上部分の解体と一体的に工事が行われた場合に限る。
- (2) 個人等が所有する事業用建築物であって、その損壊の程度が全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受けたもの。ただし、当該建築物の基礎部分については地上部分の解体と一体的に工事が行われた場合に限る。
- (3) 第 1 号及び第 2 号に規定する家屋等に附属する倉庫、門扉、塀又は立木その他の構造物。ただし、第 1 号又は第 2 号に規定する家屋等の解体と一体的に工事が行われた場合に限る。
- (4) その他生活環境保全のため解体等を行う必要があると町長が認めた建物その他の構造物。
- 2 この要綱に基づく償還の対象となる家屋等は、地震時において現に使用していたものでなければならない。ただし、町長が特に解体することが必要であると認めたものについてはこの限りではない。
- 3 地下埋設物及び擁壁の解体等については、この要綱に基づく償還の対象としない。ただし、町長が生活環境保全上解体する必要があると認めたものを除く。
- 4 この要綱に基づく償還の対象となる家屋等の解体等は、家屋等の全てについて行ったものとし、一部の解体等はこの要綱に基づく償還の対象としない。

(償還の対象)

第 3 条 償還の対象となる経費は次のとおりとする。

- (5) 上屋解体及び運搬費
- (6) 基礎部解体及び運搬費
- (7) 付属物等撤去及び運搬費
- (8) 廃棄物処理費
- (9) その他町長が必要と認めた経費
- 2 前項各号に定める各経費について別に定める基準額を基礎として積算した額と、個人等が解体処分事業者を支払った額とを比較して安価なほうを償還の上限とする。

(申請)

第4条 費用の償還の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書(別記第1号様式)に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) リ災証明書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) 解体撤去工事に係る契約書の写し
- (4) 解体撤去費用に関する領収書の写し
- (5) 解体撤去工事に係る費用内訳がわかる書類の写し
- (6) 解体撤去工事に係る写真(施工前、施工中、施工後のそれぞれに撮影したもの)
- (7) 解体工事に係るマニフェスト伝票の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

(審査)

第5条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、申請書類の内容に基づき、当該申請に係る解体等が生活環境保全上解体する必要性があったかどうかを審査し、この要綱に基づく償還の適否を判定する。

- 2 町長は、申請書類及びその添付書類の内容について疑義がある場合その他必要と認めるときは、現地調査その他必要な調査を行うことができる。

(償還の決定)

第6条 町長は、審査の結果、償還することが適当であると認めるときは、所要経費償還決定通知書(別記第2号様式)により申請者に対して通知するものとする。

(償還決定の取消等)

第7条 町長は、申請者又は解体業者等若しくはその両者が共謀し、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、償還決定の全部又は一部を取り消すとともに、すでに支払が完了している場合には返金を求めるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 虚偽の申請又は不正の手段によって償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

②損壊家屋等の解体撤去費用申請書

損壊家屋等の解体撤去費用申請書

平成 年 月 日

益 城 町 長 様

申請者	ふりがな (氏 名) ※法人の場合、名称 及び代表者	印
	(生年月日) 明・大・昭・平 年 月 日	
	(住 所) ※住民票上の住所 ではなく、郵便が届く 場所 益城町大字 番地	
	(電話番号) ※日中に連絡がつく もの	
	家屋等の所有者 との関係	□本人 □本人以外()

平成28年熊本地震により損壊した下記の家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、既に解体撤去しました。

つきましては、当該損害家屋等の解体撤去費用について、民法第702条の規定に基づき、負担していただきますよう申請します。

記

家屋等の所在地	☐ 上記住所と同じ ☐ " と異なる → (益城町大字)	
家屋等の数・種類	計 棟	☐ 住宅 ☐ 倉庫・物置 ☐ 分譲マンション(名称) ☐ 賃貸住宅・寮・社宅(名称) ☐ 事務所・店舗・作業所 ☐ その他()
家屋等の所有者	☐ 申請者と同じ ☐ " と異なる ※委任状を必ず提出してください。	(住 所) ふりがな (氏名・名称)
り災証明書	☐ 取得済 (判定結果: ☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊) ☐ 未取得	
解体前の家屋等の状況	☐ 既に倒壊していた ☐ 他の家屋等に物的被害を生じさせていた ☐ 家屋等について生活環境保全上の支障が生じていた(又は生じる恐れがあった) (⇒ 具体的状況について簡潔に記載してください。)	
家屋等の権利関係	(1) 共有者 ☐ なし ☐ あり(自分の外 名) (2) 区分所有 ☐ なし ☐ あり (3) 権利関係(賃借権、抵当権、根抵当権など) ☐ なし ☐ あり → (権利内容 権利者) 解体撤去に関する権利者の同意 ☐ なし ☐ あり	

解体の状況	(1) 解体時期			
	契約日 : 平成28年 月 日 解体開始 : 平成28年 月 日 解体終了 : 平成28年 月 日			
	(2) 家屋等の解体を委託した解体業者			
	業者名 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____			
		(3) 家屋等の解体撤去に要した費用総額		
		円 _____		
振込先口座	金融機関名	支店名	種目	口座番号
			1 普通	
	金融機関コード	支店コード		口座名義人(カタカナ)
			2 当座	
添付書類	☐ 申請者本人であることを証する書面(写真付) 〈例〉運転免許証 ☐ リ災証明書(写し) ※解体する家屋等のそれぞれについて必要 ☐ 建物配置図 ☐ 解体撤去工事に係る契約書(写し) ☐ 解体撤去費用に関する領収書(写し) ※解体撤去費用の支払いが済んでいない場合には、解体業者からの請求書で代用可。 解体業者への支払終了後速やかに領収書の写しを提出すること。 ☐ 解体撤去費用に関する内訳がわかるもの(写し) 〈例〉見積り明細、請求書内訳票 ☐ 解体撤去の施工前・施工中・施工後の損壊家屋等の写真 ☐ 解体撤去工事に係るマニフェスト伝票(写し) ☐ 振込先口座について、口座番号や名義人等の情報がわかるもの 〈例〉通帳の写し ☐ 誓約書 〈申請者と家屋等の所有者が異なる場合〉 ☐ 家屋等の解体撤去及びそれに関する一切の事務に係る委任状			

益城町に対して上記損壊家屋等の解体撤去の費用の負担を申請するに当たり、次のことについて同意します。

- この解体撤去費用申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより益城町に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。
- 上記損壊家屋等の解体撤去に関して益城町が申請者に支払う費用は、益城町で算定した基準額に照らし、上記家屋等の解体・撤去のために必要と認められる費用に限られること。
- 申請者及び借地・借家人をはじめ抵当権者など、上記家屋等に関係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 解体撤去の費用を支払う益城町のため、解体撤去した上記損壊家屋に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、リ災状況及び解体撤去に関する情報について、必要な範囲で関係機関に照会すること。

氏名(自署)

印

③建物配置図

【建物配置図】

- ・ 枠内に敷地全体が収まるように記載してください（方位を記入してください）。
- ・ 敷地内の建物をすべて記載してください。
- ・ 家屋等には、「住居」「事業所」「店舗」「倉庫」などの種類・名称を記載し、そのうえで、解体撤去した家屋等には【壊した】、解体撤去していない家屋等には【壊していない】と明示してください。

④写真票

【写真票】

- ・解体、撤去及び処分の状況を確認することができる写真（施工前、施工中、施工後）を重ねないように貼り付けてください。空きスペースに【施工前】【施工中】【施工後】と明示してください。

誓 約 書

平成 年 月 日

益 城 町 長 様

(所有者) 氏 名

住 所

電話番号

私は、下記の家屋等の解体、撤去及び処分について、建物所有者として、全ての権利関係者の同意を得たうえで実施しました。当該解体、撤去及び処分に関し、益城町に対し、一切の不服申立て及び紛争の提起をいたしません。

また、万一紛争が生じた場合には、私が責任をもって対処します。

記

- 1 解体、撤去及び処分をした家屋等の所在地

益城町大字

番地

- 2 解体、撤去及び処分をした家屋等の種類、名称など

委 任 状

平成 年 月 日

益 城 町 長 様

(所有者) 氏 名 印

住 所

電話番号

私は、次の権限を下記の者に委任します。

- 1 私が所有する下記の損壊家屋等の解体撤去費用申請書及び当該申請に必要な書類を益城町に提出すること。
- 2 申請書類に不備がある場合、当該申請書の補正または取り下げをすること。
- 3 上記 1 及び 2 のほか、当該家屋等の当該申請に関して必要な一切の権限。

(代理人) 氏 名 印

住 所

電話番号

- 1 解体、撤去及び処分をした家屋等の所在地

益城町大字

番地

- 2 解体、撤去及び処分をした家屋等の種類、名称など

⑦ 自費解体費用算定シート

〈益城町〉 自費解体費用算定シート

申請者					管理番号 (受付日付(4桁)+通番(2桁))			
解体した家屋等								
所在地	益城町大字				所有者			
	種類	り災程度	構造	階数	床面積		基礎解体の有無	
					1階	2階以上(計)		
建物1				階建	m2	m2		
建物2				階建	m2	m2		
建物3				階建	m2	m2		
建物4				階建	m2	m2		
塀解体		塀撤去量	m3	立木・庭石撤去		アスベスト調査		
基準額算定								
解体費	上屋部分				基礎部分			
	(手法)	(単価)	(延床面積)	(単価)×(延床面積)	(単価)	(1階床面積)	(単価)×(1階床面積)	
建物1				円		×		円
建物2				円		×		円
建物3				円		×		円
建物4				円		×		円
上屋部分合計				円	基礎部分合計			
運搬費	上屋部分				基礎部分			
	(トラック)	(運搬往復距離)	(単価)	(単価)×(延床面積)	(トラック)	(運搬往復距離)	(単価)	(単価)×(1階床面積)
建物1		km	円	円		km	円	円
建物2		km	円	円		km	円	円
建物3		km	円	円		km	円	円
建物4		km	円	円		km	円	円
上屋部分合計				円	基礎部分合計			
処分費	申請額	円		→マニフェストの有無		円		
塀解体撤去費	解体費				運搬費			
	(手法)	(単価)	(解体体積)	(単価)×(解体体積)	(トラック)	(運搬往復距離)	(単価)	(単価)×(解体体積)
		円	m3	円		km	円	円
立木・庭石など	申請額	円		撤去の必要性・費用の妥当性→		円		
アスベスト調査	(単価)			(調査実施時間)	(単価)×(実施時間)			
	35,300(円/日(8H))			H				円
償還額算定								
		申請額			基準額			
解体費	上屋部分	円			0 円			
	基礎部分	円			0 円			
	小計(a)	0 円			0 円			
運搬費	上屋部分	円			0 円			
	基礎部分	円			0 円			
	小計(b)	0 円			0 円			
処分費(c)		円			0 円			
塀解体撤去費(d)		円			0 円			
アスベスト事前調査費(e)		円			0 円			
その他(立木・庭石撤去費など)(f)		円			0 円			
対象外経費(税抜)(g)		円			円			
小計(h)		0 円			0 円			
値引き額(i)		円			円			
小計(値引き後)(j(h-i))		0 円			円			
消費税(k)		0 円			0 円			
総額(税込)(l(j+k))		0 円			☆ 0 円			
税込後値引き額(m)		円						
総額(請求領収額)(n(l-m))		0 円						
対象外経費(税込)を減じた額(o(n-g))		★ 0 円						
備考(申請者負担が発生する理由など)					償還決定額			
					(★と☆のいずれか低い額(p))			
					(参考)申請者負担額(n-p)			
					0 円			
					0 円			

⑧損壊家屋等の解体撤去費用に係る所要経費償還決定通知書

別記第2号様式

益環第 号
平成 年 月 日

損壊家屋等の解体撤去費用に係る所要経費償還決定通知書

申請者

様

()

益城町長 西 村 博 則

平成 年 月 日付けで申請のあった損壊家屋等の解体撤去費用について審査した結果、下記のとおり所要経費を償還することに決定しましたので通知します。

記

1 償還金額

金 円 (申請額のとおり)

2 償還金の振込みについて

申請書に領収書の写しが添付されていませんでした(一部のみ提出されている場合を含む)ので、領収書の写しを役場環境衛生課(〒861-2295 上益城郡益城町宮園702番地)あてに提出してください。まだ領収書をお持ちでない場合には、同封の誓約書に必要事項を記入のうえ、役場環境衛生課あてに提出してください。領収書の写し(又は誓約書)が町に到着した後に、申請書記載の銀行口座に振り込みますので予めご了承ください。

益城町 環境衛生課
TEL: 096-289-8077

益環第 号
平成 年 月 日

損壊家屋等の解体撤去費用に係る所要経費償還決定通知書

申請者

様

()

益城町長 西 村 博 則

平成 年 月 日付けで申請のあった損壊家屋等の解体撤去費用について審査した結果、下記のとおり所要経費を償還することに決定しましたので通知します。

記

1 償還金額

金 円

2 償還金額の内訳

申請額（対象外経費を除く）	町の基準により算定した額
申請額（税込） 円	解体費 円
償還対象外の 経費（税込） 円	運搬費 円
	処分費 円
	その他 円
	消費税相当額 円
計【A】 0 円	計【B】 0 円

【A】が【B】を下回るため、【A】が償還金額となります。

3 償還金の振込みについて

申請書記載の銀行口座への振込みは、平成29年2月20日（月）の予定です。諸事情により振込日を変更することがありますので、予めご了承ください。

益城町 環境衛生課
TEL：096-289-8077

⑨誓約書（申請時に領収証の添付がされていなかった場合）

誓 約 書

平成 年 月 日

益 城 町 長 様

（申請者） 氏 名 印

住 所

電話番号

私は、申請書に領収書の写しを添付していませんでしたので、解体施工業者に対して費用を支払った後に、速やかに領収書の写しを町に提出します。

万一、解体施工業者に対する支払額（領収書記載額）が償還決定額に満たない場合には、その差額を益城町に返還します。

○この誓約書及び領収書の提出先

〒 8 6 1 - 2 2 9 5

上益城郡益城町宮園 7 0 2 益城町役場 環境衛生課 宛て

※ 誓約書が町に到着した後の振込みとなりますので、ご了承ください。

⑩同意書（申請後に申請者が死亡した場合）

同 意 書

下記補助金に係る申請者_____が平成 年 月 日に死亡したことに伴い、その相続人のうち_____を代表相続人とし、下記補助金を受領することについて同意します。受領する補助金については、下記の銀行口座に振り込んでいただきますようお願いいたします。

なお、下記補助金の受領にあたって相続人間で紛争が生じた場合には、全相続人の責任において解決することを誓います。

記

- 1 内容 損壊家屋等解体撤去費用償還補助金
- 2 金額 金 円

平成 年 月 日

同意者	相続人	住所 氏名	印
	相続人	住所 氏名	印
	相続人	住所 氏名	印
	相続人	住所 氏名	印

益城町長 西村 博則 様

代表相続人 住所 _____
氏名 _____

〈口座振込先〉

金融機関／支店名	／
口座番号	（ 普通 ・ 当座 ）
口座名義人（カタカナ）	

※新しい口座振込先について、通帳の写し（上記情報がわかるページのみ）を添付してください。

IV 解体証明関係

①解体証明願兼証明書

解体証明願

平成 年 月 日

益城町長 西村 博則 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

— —

下記建物が解体されていることを証明願います。

記

・建物の所在地 益城町大字

※り災証明書の「り災場所」を記入。ただしアパート等の場合は、アパートの名称及び部屋番号等も必ず記入すること。

【添付書類】 該当建物の「り災証明書の写し」(所有者用又は居住者用)
り災証明書に氏名が無い申請者の場合は、「委任状」

証 明 書

上記建物について、解体されていることを証明します。

平成 年 月 日

益城町長 西村 博則

V 災害廃棄物仮置場関係

①災害ごみ特別搬入証（公費解体業者向け）

【表面】

平成28年度 現場：

平成28年熊本地震の地震災害に伴う災害廃棄物搬入業務

災害ごみ特別搬入証

事業者名：

車両番号：

有効期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

平成 年 月 日

益城町長 西村 博則

町長印
刷り込み

【裏面】

◆「搬入搬出に関する注意事項」◆

※災害廃棄物が飛散及び流出しないようにしてください。

- ・過積載を行わない。
- ・飛散防止シートやネットなどで覆う
- ・2か所以上ロープで締める。

※定められた搬入、搬出経路を通行してください。

以上のルールが守られない場合は受け入れ出来ません。

◆「受入れ時間等について」◆

- ・月～土（祝日を除く） 9時～16時（*ただし、12時～13時は受入不可）
- ・9時及び13時前に並ばないようにしてください。併せて周辺での待機も禁止します。
- ・搬入証の車両番号、有効期間等を書き換えた場合は無効になります。

※処分場は品目により異なりますので役場の指示に従ってください。

災害ごみ搬入許可申請書

平成 年 月 日

益城町長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

平成28年熊本地震による災害ごみを、益城町災害廃棄物一次仮置場に下記のとおり搬入しますので申請します。

なお、災害ごみは適正に分別して搬入し、災害で発生したごみ以外（一般家庭ごみ・宅地復旧支援事業で発生した廃棄物）については搬入しないことを誓います。

記

搬入期間 _____ 月 _____ 日 から _____ 月 _____ 日 まで

主な搬入物 _____

元請業者 _____

搬入（業）者 _____

搬入（業）者連絡先 _____

搬入証枚数 _____ 1 枚 ・ _____ 2 枚

車番（ナンバー） _____

*搬入期間は1週間です。

*宅地復旧支援事業で発生した廃棄物については、産業廃棄物として適切に処理してください。

災害ごみ搬入証

有効期限 10月5日(金)から
10月12日(金)まで

住 所 益城町宮園702

氏 名 益城 太郎

電 話 0

元請業者 0

搬入業者 0

※平成28年熊本地震により発生した災害ごみしか搬入できません。
※搬入場所は、益城町が指定する災害廃棄物一次仮置場に限られます。
※家具類、木、布団・畳、家電4品目（洗濯機、デジタルテレビ、冷蔵庫、エアコン）、パソコン、その他家電、金属、ガラス・陶磁器、大型プラスチック、スレート壁材、コンクリート、瓦 などに分別を徹底してください。
※一般家庭ごみ（燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、空き缶、プラスチック容器包装）はごみ袋に入れて決められた曜日にごみステーションに出してください。発見した場合、持ち帰りを指示します。
※この搬入証を第三者に譲渡・貸与することはできません。
※この搬入証は、常に車両のダッシュボードの見えところに置いてください。
※ごみ搬入が終わったら、この搬入証は各自処分をお願いします。
※有効期限が過ぎた搬入証での搬入はできません。
※公道上に災害ごみ（木くず等）を落とさないようにお願いします。
※この搬入証の複製使用を禁止します。複製使用が明らかになった場合、一次仮置場への搬入をお断りします。
※宅地復旧支援事業で発生した廃棄物については搬入できません。

第 0 号

平成 年 月 日

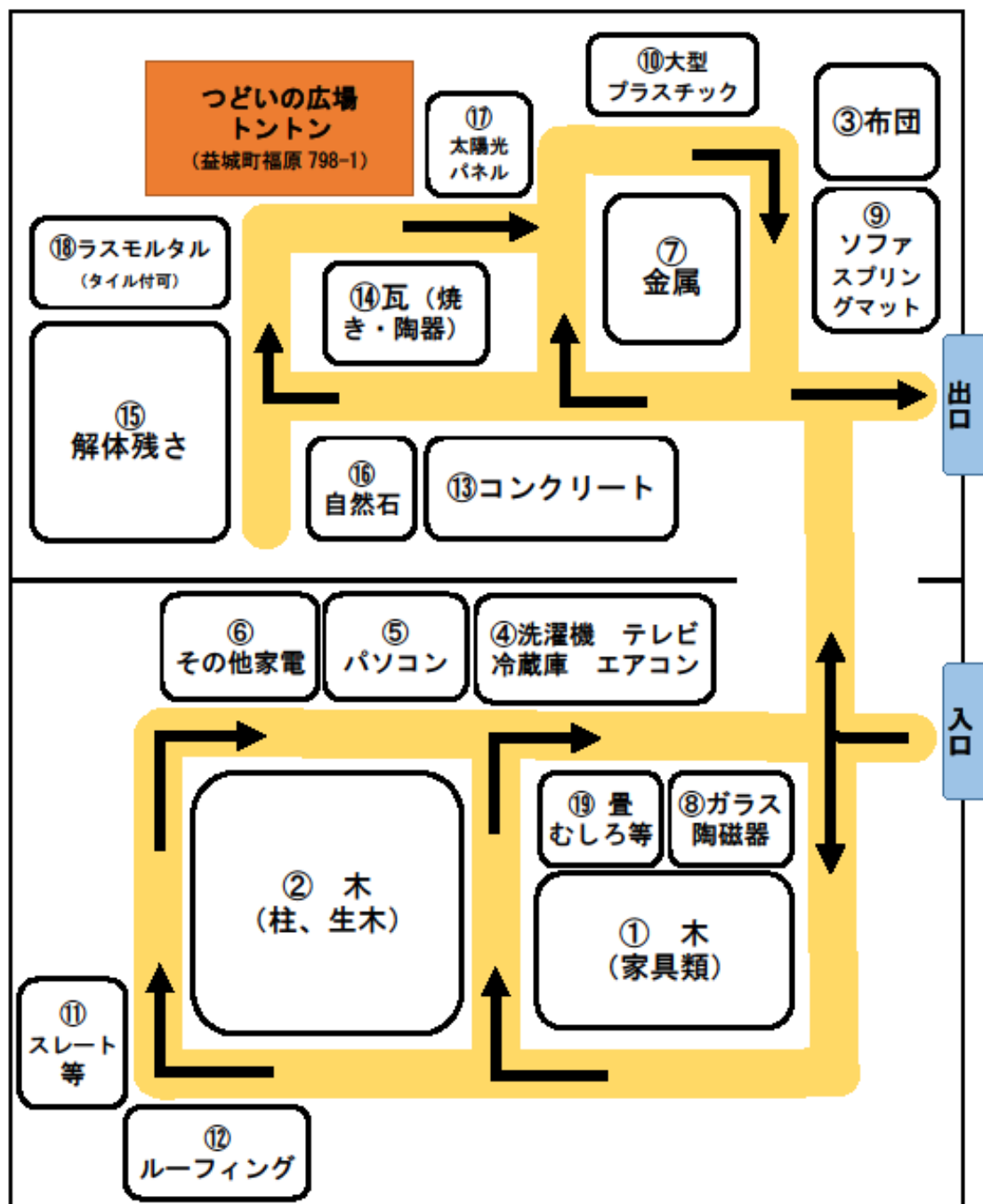
車両ナンバー記入欄

熊本44 わ 12-34

益城町長 西村 博則

1/1

益城町災害廃棄物一次仮置場 場内配置図（H29.2～）



○仮置場の閉鎖日について

原則として、**日曜日**と**祝日**が閉鎖日となります。このほか、仮置場の状況または天候等により受け入れできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ヘルメット着用のお願

仮置場内では、安全確保のため、**ヘルメット**を着用してください。

益城町一次仮置場での注意事項

	品目	代表例	注意事項
①	家具類	家具、加工されている木材	・中身が入っていないか確認
②	木(柱、生木)	建材、加工されていない木材	・抜根は受入れ不可
③	布団	布団	・羽毛布団は分けて降ろす
④	家電4品目	洗濯機、デジタルテレビ 冷蔵庫、エアコン	・重機で積みこまず、手で積みこむ(重機で積みこんで傷が入るとリサイクルできないため) ・ 冷蔵庫は中身を現地で取り除く(生ゴミ等の持ち込み厳禁)。中身を取り除いた後に拭いておく ・家電4品目で形がわからないほど壊れている場合は、その他家電のところで降ろす
⑤	パソコン	パソコン(キーボード、ディスプレイ等)	・重機で積みこまず、手で積みこむ(重機で積みこんで中の部品が壊れるとリサイクルできないため)
⑥	その他家電	基本的にコンセントが付いているもの(家電4品目以外)	
⑦	金属	金属等	・主に金属が50%以上(例 自転車、傘)、消火器や一斗缶(中身入り)等は持ち込まない
⑧	ガラス・陶磁器	割れた茶碗・食器等	・調味料の入れ物は、クリーンセンターに持ち込む(中身は空にする)
⑨	ソファ スプリングマット		・スプリングの入っていないマットは布団のところで降ろす
⑩	大型プラスチック	ごみ袋に入らないプラスチック (農業用品除く)	・主にプラスチックが50%以上 (ごみ袋に入る大きさは持ち込まない)
⑪	スレート等	石膏ボード、スレート、ケイ酸カルシウム板(ケイカル板)、サイディング、コロニアル ※フレコン(トン袋)での回収のみ	・フレコン(トン袋)に、 内容物及び搬入業者名をマジックで記載 すること。 ・一つの袋に、別の品目を混在しないこと。
⑫	ルーフィング	※フレコン(トン袋)での回収のみ	・フレコン(トン袋)に 内容物及び搬入業者名をマジックで記載 すること。 ・瓦と分離し、ルーフィングのみの状態にする。
⑬	コンクリート	コンクリート瓦、ブロック塀等	・リサイクルするので焼瓦や陶器瓦、その他混載物が混ざらないようにする
⑭	瓦	焼瓦、陶器瓦	・土や砂を混ぜない。
⑮	解体残さ	解体時に生じる木くず、ガラ、土壁、泥壁	・木くず、ガラは 50cm 以内の大きさで分別。 ・土壁、泥壁は竹と分離した状態にする(分離した竹は、生木のところに降ろす)。
⑯	自然石	解体工事に伴い発生した石に限る	・コンクリート等と混ぜずに自然石のみで持ってくる。
⑰	太陽光パネル	太陽光パネル	・発電する恐れがあるので、パネル面を下に向けておく。持ち込めるのは業者のみ。置場については、現地係員に確認。
⑱	ラスモルタル	ラスモルタル	・タイル付きで持ち込み可。
⑲	畳・むしろ等	畳、むしろ、ねこぼく等	
家庭ごみ	燃えるごみ(衣類含む)、燃えないごみ、ペットボトル、瓶、缶、蛍光灯、乾電池、新聞、段ボール、プラスチック容器包装		・クリーンセンターへ持ち込み

※上記以外の品目については仮置場にて相談

※消火器、タイヤ、農薬、農業用品などの処理困難物は受入れ不可

益城町災害廃棄物一次仮置場について



一次仮置場には、矢印のとおりに入場してください。

※周辺は通学路のため、警備員が不在の時間に並ぶことを禁止します。

※公道上に災害ごみ(木くず等)を落とさないようお願いします。

広報
ましき

災害臨時号 No. 2

■平成 28 年 5 月 2 日発行
■発行／益城町

町長メッセージ

あの甚大な被災から 16 日が経ちました。

余震が続く中、皆さまにおかれましては不安な時間をお過ごしのことと拝察いたします。

今、私たちは、国および熊本県をはじめとする多くの自治体、団体の応援をいただきながら、皆さまの日常生活が一日も早く回復するために、職員一丸、全力で復旧作業に取り組んでいます。

現在、上下水道は 56% ほど復旧しておりますが、まだまだ不便な生活を送られている方も多く、完全復旧には時間を要すかもしれませんが、確実に作業を進めているところです。

仮設住宅建設につきましても、一刻も早く、安心してくつろげる場所をご提供できるよう熊本県と調整を図っていますので、今しばらくお待ち願います。

依然として避難所生活や車中泊を強いられている方が多くいらっしゃいますが、こんな非常事態の最中にあっても、「私たちに何か出来ることはありませんか」「お役に立ちたい」というお言葉をいただき、涙がでました。益城町の底力を見たようで、必ずやあの美しい町を取り戻すのだと、心を奮い立たせている次第です。避難されている皆さまにおかれましては、くれぐれも健康にご留意くださいますようお願い申し上げます。

今日の一步、明日の一步。確実に進む一歩の中に、私たちの益城町に復興の光が見えてくるのです。

私は、町の長としての使命を賭して、必ずこの益城町をよみがえらせます。そして、全身全霊で町民の皆さまをお守りいたします。

困難な道になるかもしれませんが、皆さまに心からの笑顔が戻るその日まで、どうか、心をひとつに合せて、この試練に立ち向かってまいりましょう！

益城町長 西村博則



災害対策会議 (保健福祉センター)

災害対策本部の一部を

5月2日から

順次移転

この度の地震により大きな被害を受けていた役場庁舎の一部について、使用できる見通しが立ったことから、町保健福祉センターに設置している益城町災害対策本部の一部を、5月2日(月)から順次本庁舎に移転します。

なお、役場の通常業務については、町公民館を中心に場所を確保し、順次窓口を開設していく予定ですので、今後のお知らせにご留意ください。ご迷惑をおかけしてはいますが、今しばらくお待ちください。

ご協力お願いします

災害がれきの分別ルール

被災した家屋の整理・清掃をされる際に発生するごみは、のちの処理に影響しますので、分別をお願いします。なお、がれきの搬入の際は袋から出し、投げ込まずに指定の場所に置いてください。

【分別区分】

①木(家具) ②木(柱) ③畳・布団 ④家電4品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン) ⑤その他家電(電子レンジなど) ⑥コンクリートくず ⑦瓦

⑧金属くず ⑨ガラス・陶磁器

※災害がれきは、ごみステーションには出せません。※通常の可・不燃ごみは、ごみステーションへ。

災害がれき受け入れを一時中止します

【中止期日】 5月2日(月)、3日(火)、6日(金)

生活情報 (5月1日現在)

【避難所】 保健福祉センター／総合体育館／交流情報センター

／飯野小学校／広安小学校／広安西小学校／益城中央小学校／

／阿蘇熊本空港ホテルエミナース／いこいの里／益城幼稚園

【給水所】 ◆自衛隊：役場／保健福祉センター／総合体育館／

飯野小学校／広安小学校／ひろやす荘／熊東園／いこいの里

◆その他：役場／総合体育館／グランメッセ熊本／広安西小学校／益城中央小学校

【炊き出し】 ◆自衛隊：役場／保健福祉センター／総合体育館／

飯野小学校／広安西小学校

【入浴】 ◆自衛隊：保健福祉センター／総合体育館 午後3時～10時 要洗面用具

【住まい】 罹災証明書の受け付け ◆5月5日(木)まで：飯野小学校／広安西小学校／広安

小学校／ひろやす愛児園／交流情報センター／益城中央小学校

／益城幼稚園／いこいの里／阿蘇熊本空港ホテルエミナース

午前9時30分～正午／午後1時～4時 ◆5月6日以降：益

城町公民館講堂 午前9時～午後4時 免許証など本人と確認

できるものが必要

☎096・2889・2911

096・2889・2912

広報
ましき

災害臨時号 No. 3

■平成 28 年 5 月 6 日発行
■発行／益城町

応急仮設住宅の概要決まる

3 か所に合計160戸を建設、募集時期は調整中

被災された方々の長引く避難所生活や車中泊の早期解消のため、応急仮設住宅の建設に向け熊本県と調整を進めていた益城町災害対策本部は、今後、建設する応急仮設住宅の概要を決定しました。決定事項は次のとおりです。

建設場所および戸数

津森グラウンド(田原)／73戸
飯野グラウンド(赤井)／34戸
広安第1グラウンド(広橋)／53戸

入居募集

募集および申込受付時期などについては、決定次第お知らせします。

入居対象者

次のいずれにも該当する人

①平成28年4月14日時点において益城町に住所を有する人で、住家が全壊または大規模半壊し、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を取得できない人

②みなし仮設住宅や県営住宅の無償提供など公的援助を受けていない人
仕様(予定)

①1DK(約20㎡)／1～2人用
②2DK(約30㎡)／2～4人用
③3K(約40㎡)／4人以上用
設備：エアコン(1台)、照明、ガスコンロ、風呂、キッチン、トイレ、

カーテン

入居後の費用

住宅使用料(家賃)／無料

光熱水費など／自己負担

入居期間

入居後2年以内

災害がれき受け入れは

水・木・土・日曜日

旧益城中央小学校への災害がれき搬入は、今後、水・木・土・日曜日の午前9時から3時までに並んだ車両について受け入れます。搬入量および天候によるグラウンド状況により受け入れを中止する場合があります。なお、分別を行なったうえ搬入してください。受け入れ時に住所などの確認をさせていただきます。

今回の熊本地震に関する

相談窓口を設置

益城町災害対策本部では、5月6日に町中央公民館に熊本地震に関する相談窓口を設置しました。受付時間は午前9時30分～正午、および午後1時～4時30分となっています。

生活情報

〔避難者数(5日現在)〕

▼保健福祉センター／280人▼総合体育館／1,283人▼交流情報センター／210人▼飯野小学校／85人▼広安小学校／500人▼広安西小学校／150人▼益城中央小学校／290人▼広安愛児園／93人▼

ランメッセ熊本／744人▼阿蘇熊本空港ホテルエミナース／1,000人▼いこいの里／50人▼益城幼稚園／62人▼公民館飯野分館／24人▼公民館津森分館／5人 計4,776人

〔給水所(6日現在)〕
▼自衛隊：保健福祉センター／総合体育館／ランメッセ熊本／広安小学校／ひろやす荘／熊東園／いこいの里 ▼その他：役場／益城中央小学校

〔入浴〕
▼自衛隊：保健福祉センター／総合体育館 時間／午後3時～10時 ※要洗面用具

〔住まい〕
◆被災証明書の受け付け
日時／5月6日 場所／益城町公民館講堂 時間／午前9時～午後4時 ※免許証など本人と確認できるものが必要

◆096・289・2911
◆096・289・2912
〔ライフライン〕
◆上水道：復旧7,450戸(6日8

ボランティアと町職員によるFMラジオ。行政情報や生活情報を毎日放送中！

益城災害FMラジオ 周波数 89.0 MHz

受信状況によって、屋外や車での受信などお試しください。

◆放送(再放送)時間◆

① 9:00 (10:00) ② 12:00 (14:00) ③ 15:00 (16:00)
④ 18:00 (19:00以降1時間ごとに繰り返し)

■スマホでも聞けます

〔災害FM of using FM++〕アプリを次のQRコードを利用してダウンロードしてください。



時現在) 災害で水道を1か月以上使用しない場合は、水道を止める手続きを。※4月上旬(後計日)～5月中旬の使用分は、請求しない予定。
◎益城町水道センター
☎096・286・6880
〔税など〕
地震の被害により、納付書の発行ができません。5月が納期となっている固定資産税第1期、軽自動車税、国民健康保険税第1期、介護保険料5月分の納付書の発送時期、納期などは後日お知らせ。

**広報
ましき**

災害臨時号 No. 4

■平成 28 年 5 月 8 日発行
■発行/益城町

窓口業務を一部再開

**5月9日から 町保健福祉センターで
戸籍謄本、抄本など**

今回の熊本地震により役場機能が停止するなど、町民の皆さまには多大なご迷惑とご心配をお掛けしております。
早期回復に向け、これまで全力で作業を進めてきた結果、一部ではありますが、窓口業務の再開にこぎつけることができましたので、お知らせします。

■再開する業務

- ① 戸籍届出の受理
- ② 軽自動車税の納税証明書の交付 ※車検証(コピー可)が必要です。
- ③ 戸籍・改製原戸籍・除籍謄本、抄本の交付 ※本人・配偶者または直系親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

■受付時間

午前9時～正午
午後1時～午後4時

※免許証など本人と確認できるものをお持ちください。
※その他の業務については、準備を急いでおりますので、今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

学校を再開します

**5月9日から
25日ぶり**

地震発生以来、臨時休校していた町内の小中学校が、5月9日(日)から授業を再開します。

■登下校時間

5月9日(日) 登校/午後2時
下校/午後4時
※木山中学校は、当分の間益城中央小学校を使用するため、

登校/午前9時、下校/午前11時です。
5月10日(火)～13日(金) 登校/午前9時
下校/午前11時

※木山中学校は、登校/午後2時、下校/午後4時です。
◆5月16日(日)以降の登下校時間は、後日お知らせします。

**子どもたちの安全な
通学に十分な配慮を
お願いします**

家屋の解体・撤去に係る国の補助について

平成28年5月3日、環境省から、全壊家屋と半壊家屋の解体・撤去を補助する方針が示されました。
細やかな要件や具体的な手続きなどについては、今後検討され、お知らせしていくこととなりますので、しばらくお待ちください。
ご注意ください点
損壊家屋の解体を国の補助対象とするには、最低限、次の要件をすべて満たすことが必要です。
① 町が主体となる解体であること ↓ 住民が解体業者などに発注された場合(住民自身が解体された場合を含む)の取り扱いについては、国と調整中です。
② 町から「リ災証明書」が発行されており、被災の程度が半壊以上であること
↓ リ災証明書がない場合や、一部の損壊にとどまる場合には対象となりません。
③ 家屋の所有者が、町による解体に同意していること
↓ 解体後の新築費や、被災した建物の修繕・リフォームの費用は対象となりません(所有者の負担となります)。

町とボランティアによるFMラジオ。
行政情報や生活情報を毎日放送中!

益城災害FMラジオ 周波数 89.0 MHz

- ◆ 放送(再放送)時間 ◆ ※受信状況によって、屋外や車での受信などお試しください。
- ① 9:00 (10:00)
 - ② 12:00 (14:00)
 - ③ 15:00 (16:00)
 - ④ 18:00 (19:00以降1時間ごとに繰り返し)

■ スマホでも聞けます

「災害FM of using FM++」アプリを右のQRコードを利用してダウンロードしてください。



広報
ましき

災害臨時号 No. 5

■平成 28 年 5 月 12 日発行
■発行/益城町

り災証明 受付・交付について

◎受け付け

◆窓口：町中央公民館講堂
(町役場北側)

◆時間：午前9時～午後4時
※正午～午後1時を除く

◆申請方法：

【窓口・本人】所定の申請書を
窓口へ提出してください。そ
の際、運転免許証などで本人
確認をします。

【窓口・代理】代理人に対し
所有者・居住者との関係を確認
します。委任状は不要です。

【郵送】左記の住所まで申請書
を郵送してください。
〒861-2241

熊本県上益城郡益城町宮園7
08-1 益城町公民館内「り
災証明チーム」

◎交付

◆日程・窓口：5月下旬から
発行できるよう現在準備中
です。日程、窓口の場所などは
近日中にお知らせします。

◆連絡方法：現時点では町

ホームページ、避難所の掲示
板など、可能な方法で周知を
行う予定です。

◆交付方法：窓口で対面の上、
物件を確定してから交付しま
す。そのため、り災証明書の
郵送はできませんのでご了承
ください。

◆費用：無料。複数枚必要な
場合はお申し出ください。
※提出先によってはコピーで
も対応できる場合があります。
提出先へご確認ください。

◎その他

◆家財について：建物以外の
被害にも、り災証明書を発行
します。被害の程度がわかる
写真を必ずお持ちください。

◆家財の片づけ：建物以外の
ものを片づけることは問題あ
りません。家財のり災証明書
が必要な場合は、写真を撮っ
ておいてください。

◆アパート、借家について：
建物の所有者・居住者、両方に
交付されますので、各自申請
をしてください。

◆調査対象：町内の建物を全
棟調査します。

◆2次調査：現在建物の外観
をもとに調査結果を出してい
ますが、結果にご納得いただ
けない場合は、申し出てくだ
さい。詳細は未定ですが、住
民立ち合いのもと建物内部の
調査を行う予定です。

問い合わせ先：り災証明チ
ーム(町中央公民館内)
☎096-289-2911
☎096-289-2912

「災害ごみ」を ごみステーションに 捨てないで!!

ごみステーションに
「災害ごみ」が捨てられ
ると、一般ごみの回収
が困難になり、作業が
著しく遅くなります。
捨てられている災害ご
みは、一部の業者が回
収作業を中断し、やむ
を得ず移動させている
という状況です。災害
ごみは必ず、旧中央小
跡地の「災害ごみ仮置き
場」へ持って行ってくだ
さい。衛生班☎096-
286-3111(内線370)

関係機関 問い合わせ先一覧

■益城町災害対策本部☎096-286-3111 ■災害ボランティアセンター【募
集】☎096-289-6090 /【派遣依頼】☎090-8348-2644 ☎090-8348-
2559 ■九州電力☎0120-986-604 ■水道センター(水道課)☎096-
286-6880 ■浄化センター(下水道課)☎096-286-1131 ■り災証明チ
ーム(り災証明受付・発行)☎096-289-2911 ☎096-289-2912 ■避難所対
策チーム(避難所の仕分け・新規避難所)☎096-286-3111(内線323) ■住
まい支援チーム(みなし仮設・仮設住宅・住まいの相談)☎096-289-1480
☎096-289-1481 ■衛生班(ごみ全般)☎096-286-3111(内線370)

避難所に長期間避難している方は、安否情報を町災害対策本部(☎096-286-3111)までお寄せください。

広報
ましき

災害臨時号 No. 10

■平成 28 年 5 月 24 日発行
■発行／益城町

被災家屋などの公的解体・撤去

「解体済み」の家屋にも一定額返金

制度利用で町が代行処理

平成 28 年熊本地震で被災し、被災証明が「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された家屋などの解体・撤去費用の補助制度は現在、国・県において詳細な検討がなされているところです。

この制度は、被災した家屋などをその所有者に代わって、町が解体・撤去を行う費用を補助するものです。※町が実際に解体・撤去に着手できる時期は未定です。

◆申込開始：現在調整中

◆対象：被災証明で「全壊」「大規模半壊」「半壊」のいずれかの判定を受けた家屋、小屋、納屋、塀など

※「家屋」には、「家屋と一体的な小屋」や「中小企業の家屋」も含まれます。単独の小屋は立地状況などで補助に該当しない場合があります。

すのでご了承ください。

「解体済み」は一定額返金

「隣の家に被害が及び」、「公道に家がなだれ込んで」、「2 次被害の恐れがある」などの解体・撤去に緊急性があると町が判断した家屋などは、この制度の決定前に解体・撤去することができ、近日中に設定される解体費の「基準額」の範囲内で払い戻しを行います。この基準額が上限となりますので超過分は個人負担となりますのでご了承ください。既に解体が終わったものも同様です。次の書類が必要になります。

- ① 被災証明書（半壊以上）
- ② 損壊家屋等の解体撤去済申出書
- ③ 実印、印鑑証明書、登記事項証明書
- ④ 建物配置図
- ⑤ 2 次被害を防止するためなど、早急な対応が必要という理由書や写真
- ⑥ 解体前、解体中、解体後の状況がわかる写真
- ⑦ 解体業者との契約書
- ⑧ 見積書（内訳が入ったもの）を 3 者分
- ⑨ 請求書
- ⑩ 領収書
- ⑪ 産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）

※代理の場合は委任状が必要で、※日程は現在調整中ですが、申し込み順に解体順ではあります。

※家屋所有者がお亡くなりになっている場合は、法定相続人全員の同意書（実印と印鑑証明）が必要になる場合があります。他にも抵当権などの権利が存在する場合も関係権利者の同意（実印と印鑑証明）が必要になります。

問い合わせ先：町役場災害対策本部衛生班 ☎096・289・8077

住宅の「応急修理」で
最高 57 万 6 千円を町が補助

被災した住宅に住むために必要最低限の応急修理費用の一部を、町が直接業者へ支払う制度です。

◆申込期限：6 月 20 日（月）

◆申込場所：町中央公民館

◆対象：次の①～④全て該当する方

- ① 応急修理をした住宅に住むこと
- ② 被災証明の判定が「半壊」「大規模半壊」「全壊」のいずれか。
- ③ 応急修理後、避難所などへの避難が必要になることが見込まれる。
- ④ 応急仮設住宅・みなし応急仮設住宅の制度などを利用しないこと

※既に修理が完了していても申請可。

◆所得制限：「半壊」判定のみ所得制限があります。

世帯の状況			世帯年収の所得制限
要配慮世帯			800 万円以下
その他世帯			
世帯主が 45 歳未満	世帯主が 45 歳以上	世帯主が 60 歳以上	500 万円以下
			700 万円以下
			800 万円以下

※所得制限を超えても特設の事由がある場合は、ご相談ください。

問い合わせ先：住まい支援チーム ☎096・289・1480

VII 災害廃棄物関係法令

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（災害廃棄物処理に関する部分に限る）三段表

平成 30 年 3 月 1 日現在

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）	政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）	環境省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）
第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。 3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。） 5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。 6 〈略〉 （国内の処理等の原則） 第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。 （非常災害により生じた廃棄物の処理の原則） 第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。 2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたつて生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。 （国民の責務） 第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。 （事業者の責務） 第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 2・3 〈略〉 （国及び地方公共団体の責務） 第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。 2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況を		

- はあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。
- 3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。
- 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（非常災害時における連携及び協力の確保）

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、**非常災害時**における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（清潔の保持等）
第五条 〈略〉

（基本方針）

- 第五条の二** 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- 五 **非常災害時**における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第五条の三・第五条の四 〈略〉

（都道府県廃棄物処理計画）

- 第五条の五** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- 2 廃棄物処理計画には、**環境省令**で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 **非常災害時**における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（都道府県廃棄物処理計画）

- 第一条の二の二** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込みは、廃棄物の種類ごとに定めること。
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、次の事項を定めること。
- イ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状
- ロ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標
- ハ ロに掲げる目標を達成するために必要な措置
- ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。
- イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項
- ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項には、次の事項を定めること。
- イ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策
- ロ 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項

	五 非常災害時における法第五条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項には、次の事項を定めること。 イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項 ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項 ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項
(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進) 第五条の六 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。 第五条の七・第五条の八 (略) 第二章 一般廃棄物 第一節 一般廃棄物の処理 (一般廃棄物処理計画) 第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。 4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。 (市町村の処理等) 第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(〈略〉)しなければならない。 2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場合とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。 3～7 (略)	(一般廃棄物処理計画) 第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準) 第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。 一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。 イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。 (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 ロ～ル (略) 二 一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。 イ～ト (略) 三 一般廃棄物の埋立処分に当たっては、第一号イ(〈略〉)及びロの規定の例によるほか、次によること。 イ～ワ (略) 四 一般廃棄物は、海洋投入処分を行つてはならないこと。 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準) 第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。 一 受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。 二 受託者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。 三 受託者が自ら又は非常災害時において環

	境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。 四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。 五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。 六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。 七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。 八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。 九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。 イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。 （１） 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量） （２） 受託者（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 （３） 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法 （４） 処分又は再生を開始する年月日 ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。	（一般廃棄物の処分又は再生の状況の確認） 第一条の八 令第四条第九号ロの規定による確認は、一年に一回以上、実地に行うものとする。
（事業者の協力） 第六条の三 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行つているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつていと認められるものを指定することができる。 2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、環境省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。 3 環境大臣は、第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、当該一般廃棄物の処理について市町村が当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。 4 環境大臣は、第一項の規定による指定を行うに当たつては、当該指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。 第二節 一般廃棄物処理業 （一般廃棄物処理業） 第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 2～16 〈略〉 第七条の二 ～ 第七条の五 〈略〉 第三節 一般廃棄物処理施設		（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者） 第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。 一 市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者 二～十三 〈略〉

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～6 （略）

第八条の二 ～ 第九条の二の四 （略）

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）

第九条の三 市町村は、第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2～12 （略）

（市町村による**非常災害**に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例）

第九条の三の二 市町村は、**非常災害**が発生した場合に**非常災害**により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

2 市町村が前項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第九項中「第二項及び第三項の規定は」とあるのは「第二項の規定は、」と、「第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替える」とあるのは「読み替える」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

（**非常災害**に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）

第九条の三の三 市町村から**非常災害**により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

3 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について準用する。第九條第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「**非常災害**により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九條の三の三第二項の規定及び」と、「第二項中」とあるのは「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九條の三第八項の」と、「と、第九條第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九條の三の三第三項において準用する第九條の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

第三章 産業廃棄物

第一節 産業廃棄物の処理

（事業者及び地方公共団体の処理）

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

（非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議）

第五条の十の三 市町村は、法第九条の三の二第一項の規定により協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- 二 一般廃棄物処理施設の種類
- 三 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- 四 一般廃棄物処理施設の処理能力
- 五 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 六 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

第十二条 ～ 第十五条の二の四 〈略〉

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもつて足りる。

第十五条の二の六 ～ 第十五条の四の七 〈略〉

第三章の二 廃棄物処理センター 〈略〉

第三章の三 廃棄物が地下にある土地の形質の変更 〈略〉

第四章 雑則

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第十六条の二 ～ 第二十一条の四 〈略〉

(国庫補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

第二十三条 ～ 第二十四条の六 〈略〉

第五章 罰則 〈略〉

附 則 〈略〉

②災害対策基本法（災害廃棄物処理に関する部分に限る）

（廃棄物処理の特例）

- 第八十六条の五** 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
- 2 環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「指定災害廃棄物」という。）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針（以下この条において「処理指針」という。）を定め、これを公表するものとする。
- 3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
 - 二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項
- 4 環境大臣は、第一項の規定による指定があつたときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。
- 5 環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「廃棄物処理特例基準」という。）は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。
- 6 廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
- 7 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
- 8 環境大臣は、第四項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第五項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。
- 9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。
- 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
 - 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
 - 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性
- 10 第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」があるのは、「又は」と読み替えるものとする。
- 11 第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行つた環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。
- 12 第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。
- 13 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。